

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	岡 村 美由規
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p style="text-align: center;">教師教育者の専門性に関する知識論的研究 — 反省的実践家論の検討から —</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 丸 山 恭 司 審査委員 教 授 深 澤 広 明 審査委員 教 授 曾 余 田 浩 史 審査委員 准教授 杉 田 浩 崇</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本研究は、教師教育の担い手である教師教育者 (Teacher Educator) の専門性を、最近の知識論を手掛かりに解明するものである。</p> <p>学校教育の質を規定する要因の一つが教師の質であり、優れた教師をどのように養成し職能開発していくのかは、長らく教育学の研究主題とされてきた。しかしながら、その担い手である教師教育者の質に関してはこれまでほとんど注意を払われてこなかった。教職大学院に「実務家教員 (教職等としての実務経験を有する教員)」が導入されたのを契機に、教師教育者に求められる資質・能力がようやく政策レベルで言及されるようになった。一方、そもそも専門性を資質・能力で捉えることの限界が知識論から指摘されている。すなわち、資質能力論を支える考え方に表象主義的な知識観があり、この表象主義的知識観で捉えられる専門性は一面的なものでありながら、それを専門性のすべてであると捉えてしまう限界である。</p> <p>そうした知識論を先導してきた論者の一人がドナルド・ショーン (Donald Alan Schön 1930-1997) である。彼の「反省的実践家」論は、実践家がもつ判断的思考として「行為内反省」のあることを明らかにし、命題的知識を集積し科学的原理を現実に応用する技術的合理主義に基づく知識論を批判した。彼は知識を、状況や環境と不可分かつ可変的に発揮されるものと捉え、専門家の実践的思考を駆動もさせ抑制もさせる動的な「知 (knowing)」として描いた。以上より、本研究は、彼が展開した独自の知識論から専門的知識の原理を検討し、教師教育者の職務的文脈から教師教育者に求められる専門的知識のあり方を提示した。</p> <p>本論文は、7つの章から構成されている。</p> <p>まず、序章では、先行研究が整理され、問題の所在、研究の方法、本研究の見取り図が述べられた。</p> <p>続いて第1章では、日本の教育行政文書や OECD のコンピテンシー論を分析し、資質能力論への偏りのあることを指摘した。そのうえで、伝統的に認められてきた命題的知識と技能的知識という2分類ではなく、すでに持っている知識・技能を状況や文脈と適合的に</p>			

調整・動員・統合するような動的な機制を持つ知識を探究する必要性を示した。

第2章では、まず欧米の教師教育者研究の動向を確認し、その背景に経済・社会構造の変動と連動した教育制度改革のあることを指摘した。これに対応して、教師・教師教育者が自身の実践を改善する目的をもつ「セルフスタディ」が開発されたことは研究上も実践上も画期的であり、セルフスタディが依拠する3理論に、シュルマンの教職の知識基盤、コルトハーヘンによる知識の2分類（エピステーメーとしての学術的知識フロネーシスとしての実践的思慮）、ショーンによる反省的实践家論のあることを指摘した。

第3章では、ショーンの「行為内反省」をめぐる機制が誤解されていることを示し、専門職者は、行為内知と実践内知を駆使して実践を行うこと、行為内反省は実践者の持つ知識や技能を、状況・文脈に合わせて調整・統合すること、行為内反省は行為内知や実践内知への違和感によって駆動することを明示した。

第4章では、さらにショーンの専門職者論から、行為内反省がルーティン化する危険性に関わって、行為内知（knowing-in-action）と実践内知（knowing-in-practice）の特性および両者の関係性を論じた。

第5章では、ショーンが **feeling** として言及する感触という知を解明した。その際に、知覚の哲学とポランニーの暗黙知を参照した。知覚の哲学によると、人は、手掛かり（知覚の低次性質）を積極的に得ながら、対象（知覚の高次性質）を構成していく機制を持っており、その機制が暗黙知と呼ばれることを指摘した。感触を得ることは訓練や学習によって可能になるが、経験を積みれば自然と感触を得るようになるかと言えばそうではなく、言語が感触を得るための手掛かりを探す暗黙知の能力を拡張するがゆえに、命題的知識で表現された理論や述語の獲得、言語を介在とした他者からのフィードバックが要件となることを指摘した。

最後に、終章において、以上から教師教育者の専門性として次の3点がまとめられた。第一に、教師教育者の専門性は、命題的知識と技能的知識を文脈や状況に適合的に行為のなかに現す動的な機制を持つ専門的知識から説明すること、第二に、専門的知識は、状況や文脈への感触を得るという動的原理を内的に持つものであること、第三に、教師教育者の専門的知識は、教えることを学ぶ者（教師志望学生や現職教員）の専門的知識を開発するために、彼らの得る感触を開発・育成するに足る水準を持たねばならないことである。

本研究は次の3点において高く評価できる。すなわち、第一に、教師教育者研究の先端にあるセルフスタディの代表的な先行研究を体系的、網羅的に行い、全体像を示したこと、第二に、ショーンの反省的实践家論を再検討することで、これまで十分には理解されてこなかった諸鍵概念の解釈と相互の関係性を明らかにしたこと、第三に、ショーンの反省的实践家論を援用することで、これまでカテゴリー的・要素還元的・リスト的に示されてきた教師や教師教育者の知識を、知識や技能を文脈や状況に適合的に調整・動員して行為のなかに現す動的な機制をもつ知識観として示したことである。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和3年2月9日